

八雲町温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定

平成28年5月策定 令和3(2021)年10月改定

地球温暖化対策計画



地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。

温室効果ガスの排出抑制および吸収量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。

地方公共団体温暖化対策実行計画

= 八雲町温暖化対策実行計画

地球温暖化対策計画に基づいて地方公共団体が温室効果ガス排出削減のために実行する施策をまとめた中長期的な計画。

■ 事務事業編 策定:平成30年 改訂:令和6年3月

地球温暖化対策計画に則して、町自らの施設や事業から排出される温室効果ガス排出量の削減・抑制等を推進するための計画。全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。

■ 区域施策編 策定:令和6年3月

地方公共団体の区域内全体の温室効果ガス排出削減対策に関する計画。地方公共団体だけではなく、住民や事業者の活動により排出される温室効果ガスも対象となる。⇒ **町、町民、事業者が「なにを」、「どのように」取り組むか 方針を決めた**

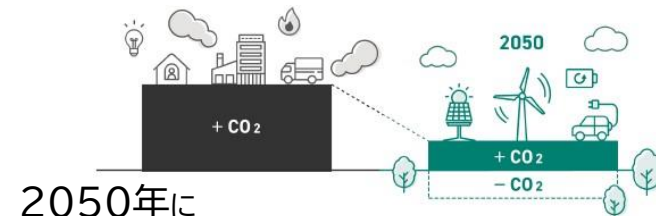
2030年度における温室効果ガスの削減目標

2013年度比で

48% の削減

(91.9千t-CO₂削減)

温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの導入により



2050年に

カーボンニュートラル社会 を実現する

今後の取り組みについて ①



取組1 意識啓発

① 町広報、ホームページによる周知、意識啓発（令和4年度～）

令和4年	5月号	第1回	町全体で「カーボンニュートラル」を目指そう！
	6月号	第2回	脱炭素で地球環境を守ろう
	7月号	第3回	八雲町の脱炭素を考えよう！ 「カーボンニュートラル」ってなに？
	8月号	第4回	脱炭素実現への取り組み 徹底した 省エネの推進
	9月号	第5回	脱炭素実現への取り組み 徹底した 省エネの推進② ～設備導入について～
	10月号	第6回	脱炭素実現への取り組み 徹底した省エネの推進③ ～省エネ設備導入のメリット～
	12月号	第7回	再生可能エネルギーについて～太陽光発電～
令和5年	1月号	第8回	再生可能エネルギーについて～太陽光発電②～
	2月号	第9回	再生可能エネルギーについて ～地熱発電～
	3月号	第10回	再生可能エネルギーについて～地熱発電2～

令和5年	5月号	第11回	地熱発電が普及しない要因と施策について ～地熱発電3～
	6月号	第12回	再生可能エネルギーについて～風力発電～
	8月号	第13回	再生可能エネルギーについて～風力発電2～
令和6年	3月号	第14回	風力発電の設置に関するゾーニングマップ～風力発電3～
	4月号	第15回	賢く省エネを行いませんか～番外編～
	6月号	第16回	再生可能エネルギーについて～水力発電～
	7月号	第17回	家庭から排出されるCO ₂ の「見える化」から取り組んでみませんか？
	8月号	第18回	八雲町温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました！
	9月号	第19回	カーボンニュートラルの実現に向けた町民の取組について①
	10月号	第20回	カーボンニュートラルの実現に向けた町民の取組について②

※ 町ホームページにおいても同内容を掲載

- ・ 国、道の省エネ、再エネ導入促進に係る町民や事業者向けの補助事業の周知

② 出前説明会テーマ設定

【出前説明会】… 各団体やグループの総会、会合の場に町職員が出向いて、設定されたテーマについて説明し、まちづくりに関心をもっていただいたり町のまちづくりの方向性等を説明、情報共有を行うことを目的とする会。

2050年カーボンニュートラルに向け、今後の方針を定めた「八雲町温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づいて、町民の取り組みなどを説明し、町民の役割の重要性の認識、省エネ行動に移すきっかけづくりを目的とする。

③ 環境教育活動

情報提供：テラスエナジー（株） 電力事業推進本部 地域創生推進部 田中 園子 氏

山崎・花浦地区に“八雲ソーラーパーク”を設置している、北海道八雲ソーラーパーク合同会社（テラスエナジー（株））様に協力を仰ぎながら、地域貢献の一環として行っている環境学習プログラムを活用し、身近で起きている環境問題に興味、関心を持つきっかけを作る。

今後の取り組みについて ②



取組2 省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進 補助事業の実施

予定:令和8年度～

★重点施策 ⇒ 目標: 2030年度までに各1件実施

基本方針1 省エネルギーの推進
基本方針2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

省エネルギー設備導入についての補助事業の設立
太陽光発電設備導入補助事業



【案1】省エネエアコンの買替

=事業案=

・建物一体型の「灯油暖房（密閉式（FF式）/半密閉式（煙突式）」もしくは「省エネ達成基準を満たしていない既設エアコン」を補助対象機器に買い替える。かつ既存設置機器（灯油暖房・省エネ達成基準を満たさないエアコン）をリサイクル法により処分すること。

補助対象機器

下記条件をいずれも満たすこと。

- (1) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン（新品に限る）
⇒ “子育てエコホーム（国土交通省）”における対象製品
- (2) 省エネ基準達成率が、2027年度において100%以上のもの
⇒ 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」にて照会）

= 補助額 =

対象経費の1/3（上限5万円）

※対象経費：機種購入費、設置取付工事費（配送料、撤去工事費、処分にかかるリサイクル費用および運搬に係る費用は対象外）

省エネルギーラベル



【案2】太陽光パネル・蓄電池の購入設置

=事業案=

自家消費に用いる太陽光発電システムを設置した場合に補助金を支給

- ・自家消費型の設備導入であること(余剰電力の売電のみ認める)※全量売電不可
- ・平時において、一定割合の電気を導入場所の敷地内で自家消費すること
※一定割合・・・(戸建30%以上:その他50%以上)
- ・停電時にも必要な電力を供給できる機能にすること
- ・HEMS(Home Energy Management System)を導入し、導入後1年間電力の発電量と消費量を町へ報告すること。
- ・自己所有型の設備のみ対象(PPAは対象外)

= 補助額 =

太陽光発電・・・6万円/kw（上限30万円）

定置型蓄電池・・・6万円/kwh(上限30万円)

・・・1棟あたり最大60万円

設置する設備	設備容量 (太陽光発電)	設備容量 (蓄電池)	設置概算費用	上記額で補助した場合の補助額
太陽光発電のみ	3kW	-	85万円	18万円
太陽光発電のみ	4.5kW	-	130万円	27万円
太陽光発電+蓄電池	3kW	5kWh	180万円	30万円
太陽光発電+蓄電池	4.5kW	7kWh	260万円	57万円

※ 一般住宅に設置される平均的な太陽光発電システムの設備容量3～5kW

※ 令和3年度以降の調達価格等に関する意見(経済産業省2021年1月)および定置型蓄電システム普及拡大検討改資料((株)三菱総合研究所2021年1月)を基に試算